

令和6年度集団指導

(居宅介護支援)

R6.10.1

調布市福祉健康部高齢者支援室

1. 運営指導における指摘事項

<① 受給資格等の確認について>

- 被保険者証による受給資格等を確認したことが確認できない

<② プランの作成について>

- 初回時と区分変更時の作成が不明確
- プランが日常生活全般を支援する上で総合的な計画となるよう努めていることが確認できない

<③ 課題分析について>

- プラン作成に当たっての課題分析を実施したことが確認できない
- 利用者の居宅において行われたものかが確認できない

1. 運営指導における指摘事項

<課題分析について>

課題分析標準項目については、令和6年4月から開始された新たな法定研修カリキュラムにおける「適切なケアマネジメント手法」の導入、項目の「名称」や「主な内容（例）」と現状との整合を図るため、文言の適正化や記載の充実が行われた

Point!

介護保険最新情報
vol.1178・1179参照

留意点

- ・調査シート等に関する本市独自のルールはなく、各事業所でご判断・ご用意ください。ただし、課題分析標準項目に規定の情報収集すべき項目（23項目）は網羅必須
- ・リアセスメントシートを利用されている事業所は、最新のシートの利用を推奨
- ・居宅サービス計画書と福祉用具貸与実績報告書の記載内容を統一させるため、令和7年4月から「サービス利用票（6表）」「別表（7表）」への用具名称やTAIS・届出コードの記載が必須となります。詳細は、介護保険最新情報vol.1286を参照

1. 運営指導における指摘事項

<④ 計画の交付について>

- サービス担当者や主治医等に交付したことが確認できない

<⑤ モニタリングについて>

- 必要に応じてプランを変更したのか確認できない

<⑥ 主治医の意見等について>

- 主治医に対して意見を求めているか・聴取しているかが確認できない

<⑦ 福祉用具について>

- 検討過程や貸与理由の記録・記載が不十分
- 継続利用の必要性の検証が不十分

1. 運営指導における指摘事項

<福祉用具貸与について>

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者の日常生活上の便宜を図り、及び機能訓練を行うための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの

Point!

介護保険最新情報vol.1296参照

留意点

- ・用具の特性と利用者の心身状況等とが適応した選定となるよう、利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を踏まえた適切なケアマネジメント、支援内容を多職種協働による検討を通じて決定し、支援の一つとして福祉用具の活用をプランに位置付ける
- ・プランに福祉用具を位置付ける（ている）場合、判断基準の「使用が想定しにくい状態像」「使用が想定しにくい要介護度」「留意点」に該当する場合は、サービス担当者会議などの機会を通じて様々な専門職・専門的見地からの意見を求め、妥当性を検討し、自立支援に資するプランの作成・見直しを行う
- ・福祉用具に関わる専門職は、判断基準の「留意点」「参考情報」を参照しつつ、サービス担当者会議等の機会を通じ、利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、安全に使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的な見地に基づき助言やサービス提供を行う

2. 特定事業所集中減算について

<割合の算出方法について>

- 訪問介護サービス等を位置付けた計画数（分母）の過大集計
- 紹介率最高法人の居宅サービス計画数（分子）の過小集計

Point!

会計検査院による指摘事項
介護保険最新情報vol.1304参照

主な原因

- ・ 訪問介護サービス等を位置付けた居宅サービス計画ごとに各月1人1件として数えるべきところ、1件の居宅サービス計画で訪問介護サービスを提供する事業所（以下「訪問介護事業所」という。）が複数である場合に訪問介護事業所ごとに計画数を重複してカウント
- ・ 紹介率最高法人を位置づけた計画数を数えるべきところ、同法人が複数運営する訪問介護事業所のうち一部事業所に係る計画数に限定、他の市区町村に所在する同法人が運営する事業所に係る計画数の除外、居宅介護支援事業所と同じ法人が運営する訪問介護事業所に係る計画数を除外してカウント

3. 認定調査について

- 認定調査の際、ケアマネジャーから認定調査員に対して「介護○以上は出て欲しい」、「介護△が出ないと困る」など具体的にお伝えいただくケースがあるとのこと。
- 認定調査員では、上記のようなご要望には対応いたしかねますので、お控えくださいますようお願いいたします。
- ご利用者・ご家族等のお話を補足する形で、普段の様子や症状・状態に波があることなど、介護量や介護者の負担・疲弊等が増加している根拠・背景をお伝えいただき、適正・適切な認定調査にご協力いただきますようお願いいたします。

4. 居宅の届出について

- 現在、認定結果が出た後に提出いただいている居宅の届出について、下記のとおり変更を検討しています。

【提出時期の変更】

居宅介護支援の提供決定後に提出

⇒ 認定申請時に居宅の届出も受け付けます（同時申請可）

- 変更時期や具体的な取扱方法は未定です。決定次第、市HPやメール等での周知を予定しています。

5. ショートステイの長期利用について

- ▶ ショートステイは、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるもの
- ▶ 利用者の心身機能の維持や家族の身体的・精神的負担の軽減等を図る
- ▶ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第21号

- ・ 利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意
- ・ 利用者の心身の状況等を勘案
- ・ 特に必要と認められる場合を除き、ショートステイ等を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない

5. ショートステイの長期利用について

- 在宅生活の維持のための必要性に応じ、弾力的な運用が可能
(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について)
- 利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合

- ・ 利用者が認知症等により、同居の家族による介護が困難と判断
- ・ 同居の家族等が高齢、疾病等の理由により十分な介護ができない
- ・ 施設に入所を申し込んでいるが、現在待機状態にある
- ・ その他やむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることができない

5. ショートステイの長期利用について

➤ 「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所を利用する場合の理由書」

- ・ 適正化事業の一環として、半数を超えるケースについては理由書の提出を依頼
- ・ 不適切なケースと判断された場合、過誤処理・再点検が必要
- ・ 相談したい、悩まれるケース等あれば理由書の事前提出が可能

➤ 市ホームページに掲載

(<https://www.city.chofu.lg.jp/060040/p034043.html>)

[トップページ](#) > [健康・医療・福祉](#) > [介護保険](#) >

[介護サービス事業所](#) > [\(事業者向け\)短期入所サービスを認定有効期間のおおむね半数を超えて利用する場合の取扱い](#)

終わり

～～受講完了の報告をお願いいたします～～